

自転車用ヘルメットの安全性を示すマークについて（消費者庁HPより抜粋）

1. 自転車用ヘルメットの安全性を示すマーク・規格について

自転車用ヘルメットには、自転車運転時の事故の際に頭部を保護する重要な役割があり、令和5年4月から着用が努力義務化されています。我が国においては、現時点で、乗車用ヘルメット（バイク用ヘルメット）と異なり、自転車用ヘルメットに対する法令による規格・基準はありませんが、民間機関・団体による安全規格や安全基準が存在します。また、外国における法令や民間の安全規格や安全基準への適合をうたう製品も輸入・販売されています。自転車用ヘルメットの安全性を示すマークには様々なものがありますが、代表的なものとして、SGマーク、JCF公認/推奨マーク、CEマークなどが挙げられます。これらのマークが要求する安全性を満たすためには、いずれも、視界確保試験、衝撃吸収試験、あご紐等による保持システムの規格適合試験・強度試験・安定性試験、耐久性試験など、極めて厳格なテストに加え、視界確保やヘルメットの保持装置に関する基準をクリアする必要があります。

マーク・規格				
	SG	JCF公認/推奨	CE	CPSC
国等	 日本	 日本	 欧州連合	 アメリカ合衆国
規格・基準作成機関	一般財団法人製品安全協会（CPSA）	公益財団法人日本自転車競技連盟（JCF）	欧州標準化委員会（CEN）	米国消費者製品安全委員会（CPSC）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品安全協会の定める安全規格に適合し、認証された製品を示すもの</li> <li>マークの取得には、製品安全協会の認証を受ける必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JCFの競技規則・ヘルメットの公認/推奨要領等に適合していることを示すもの</li> <li>マークの取得には、JCFの審査が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU加盟国で使用される製品の安全規格を示すもの</li> <li>EU域内では、CEマークを貼付しなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPSCが定める安全規格</li> <li>当該規格に適合しないものは米国内で販売できない</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会ウェブサイトにおいてSGマーク付き製品の紹介を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公認/推奨ヘルメットはJCFのウェブサイトにて公開されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「EN1078」：自転車用ヘルメットの安全規格</li> <li>×「EN812」：軽作業用保護帽の安全規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車用ヘルメットの安全規格名称は「16 CFR Part1203」</li> </ul>

図：主な自転車用ヘルメットに関する安全性を示すマーク・規格

2. 自転車用ヘルメットのマークに関する相談事例

全国の消費生活センター等には、消費者から以下のような相談が寄せられています。

【事例1】 「ネット通販で自転車のヘルメットを購入した。広告には海外の製品安全の認証マークのCEマークとCPSCマークがついているとの表示があったが、届いたものにはついていなかった。」

【事例2】 「ネット通販で安全基準認証済の自転車用ヘルメットを購入した。商品紹介には【CE安全基準認証済、自転車用ヘルメット】と表示があったが、商品到着後に表示を確認すると、EN812という産業用ヘルメットの規格であり、自転車ヘルメットの規格EN1078ではなかった。」

### 3.消費者へのアドバイス

自転車用ヘルメットを購入する際は、以下のポイントを参考にしましょう。

(1) 作業用ヘルメットなどではなく、自転車用ヘルメットに関する安全性を示すマークが付されているものを選択するようにしましょう。

(2) 消費者庁では、今般の措置命令及び本注意喚起と合わせて、「自転車用ヘルメットの外形上の主な注意点」を公表しています<sup>3</sup>。主な注意点については、これらに一つでも該当すれば、CEマークやSGマークの安全規格や安全基準を満たさないと考えられますので参考にしてください。

(3) この機会にマークごとの特性を理解することも非常に有益です。例えば、SGマークとJCF公認/推奨マークを取得している製品の多くは、各認証等をした団体のウェブサイトで公表されており、個別製品の認証取得の有無を回答してくれます。購入時の参考にしましょう。

(4) 製造事業者、輸入事業者や販売元が確かな製品を購入するようにしましょう。インターネット通販で購入する際は、万一不具合等が発生した時のために、国内の問合せ先が表示されている製品を選びましょう。

(5) 自転車用ヘルメットは、自転車運転時の事故の際に頭部を保護するための製品です。視界の確保やヘルメットの機能が保てないと思われる製品は、選ばないようにしましょう

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

-----  
☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

-----  
☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

-----  
～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

---

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

#### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

#### ☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

##### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

---

#### ☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）



# 自転車用ヘルメットにおける外形上の主な注意点

以下の項目が一つでも該当すると、自転車用ヘルメットの安全基準又は安全規格（EN1078やSG基準）を満たしません。

「CE認証済」等と表示し、販売されている自転車用ヘルメットの一部には、自転車用ヘルメットに係る欧州連合の安全基準又は安全規格に適合していないものがあります。そのような商品に係る広告に御注意ください。

## ヘルメットの内側全面に衝撃吸収層が付いていないもの

頭部を保護するためには、ヘルメットの内側全面（通気穴は可）に、衝撃を吸収する一定の厚みのある発泡スチロール等の層が必要です。内装パッドやウレタンパッドを装着したのみでは、自転車用ヘルメットの安全基準又は安全規格の適合に必要な衝撃吸収性能はほとんどありません。



## あご紐の幅が15mm未満のものやチンカップ付きのもの

あご紐の幅は、15mm以上でなければならず、チンカップ（あご受け）付きのものは不可です。

## あご紐がヘルメットに確実に取り付けられていないもの

あご紐がヘルメット本体から取り外しできるものは不可です。



## ヘルメット着用時に視野が隠れるもの

メーカーが指定する正しいヘルメットの着用位置で、顔中央の垂直軸から左右それぞれに105度の視野の確保が必要です。

